

議案第109号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法の基準等に関する条例第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中「定める」の次に「職員又は」を加え、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを加えること等のため、この条例を制定するものである。